

第四十二条第一項中、「一年三月」を、「経済産業省令で定める期間」に改め、同項ただし書中、「すべて」を、「全て」に改め、同条第二項中、「一年三月」を、「経済産業省令で定める期間」に改め、同条第三項中、「一年三月以内」を、「経済産業省令で定める期間内」に改め、同条第四十三條第一項中、「特許出願と同時に」を、「経済産業省令で定める期間内」に改め、同条第二項第三号中、「又は次条第一項」を、「次条第一項（第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三條の三第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第二項に規定する書類又は前項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により第二項に規定する期間内にその書類又は書面を提出することができないときは、同項又は前項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその書類又は書面を特許庁長官に提出することができる。

7 第一項の規定による優先権の主張をした者が前項の規定により第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出したときは、第四項の規定は、適用しない。

第四十三條の二の見出しを削り、同条第三項中、「前条」を、「前二条」に改め、同条を第四十三條の三とする。

第四十三條の次に次の見出し及び一条を加える。
（パリ条約の例による優先権主張）

第四十三條の二 パリ条約第四條D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C(1)に規定する優先期間（以下この項において、「優先期間」といふ。）内に優先権の主張を伴つた特許出願をすることができなかつた者は、その特許出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であつても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

第四十四條第二項ただし書中、「並びに」を、「及び」に改め、第四十一条第四項及び第四十三條第一項（前条第三項において準用する場合を含む。）を削り、同条第三項中、「第四十三條第二項」の下に、「第四十三條の二第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）及び」を加え、同条第四項中、「第二項」の下に、「これらの規定を第四十三條の二第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）及び」を加え、同条に次の一項を加える。

7 第一項に規定する新たな特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第二号又は第三号に規定する期間内にその新たな特許出願をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその新たな特許出願をすることができると。

5 第一項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することができない理由により同項ただし書に規定する期間内にその出願の変更をすることができないとき、又は第二項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することができない理由により同項ただし書に規定する三年の期間内にその出願の変更をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその出願の変更をすることができると。

4 第一項の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

第四十六條の二第二項ただし書中、「第四十一条第四項、第四十三條第一項（第四十三條の二第三項において準用する場合を含む。）を削り、同条第三項中、「同項第三号」を、「同項第一号又は第三号」に、「同号」を、「これら」に、「その期間」を、「これらの規定に規定する期間」に改める。

第四十八條の三第四項中、「又は第二項」を削り、同条に次の四項を加える。

5 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、出願審査の請求をすることができると。

6 前項の規定によりされた出願審査の請求は、第一項に規定する期間が満了する時に特許庁長官にされたものとみなす。

7 前三項の規定は、第二項に規定する期間内に出願審査の請求がなかつた場合に準用する。

8 第五項（前項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により特許出願について出願審査の請求をした場合において、その特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、その特許出願が第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定により取り下げられたものとみなされた旨が掲載された特許公報の発行後その特許出願について第五項の規定による出願審査の請求があつた旨が掲載された特許公報の発行前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

第五十條の二中、「第七十四條第一項」を、「第七十四條第二項」に改める。

第五十四條第一項中、「ときは」の下に、「特許異議の申立てについての決定若しくは」を加える。

第六十四條の二第一項第二号中、「又は第四十三條の二第一項」を、「第四十三條の二第一項（第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三條の三第一項」に、「第四十三條の二第三項」を、「第四十三條の二第二項（第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項」に改める。

第六十五條第五項中、「除く」の下に、「第六十四條第二項の取消決定が確定したとき」を加える。

第六十七條の二に次の一項を加える。

4 第一項の規定により同項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する日までにその書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、一月）以内で同項に規定する日の後二月以内にその書面を特許庁長官に提出することができる。

第四百零四條の三第三項中、「第百二十三條第二項ただし書」を、「第百二十三條第二項」に、「特許を受ける権利を有する者」を、「特許無効審判を請求することができる者」に改める。

第四百零四條の四中、「掲げる」及び「において、当該」の下に、「決定又は」を加え、同条第一号中、「当該特許を」の下に、「取り消すべき旨の決定又は」を加え、同条第三号中、「旨の」の下に、「決定又は」を加える。

第八百八條に次の一項を加える。

4 特許料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその特許料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその特許料を納付することができる。